

普及促進計画

Ⅰ. 地域名

長崎

Ⅱ. 図柄の交付期間における普及目標

導入時から、長崎県民の皆様に愛されるデザインで話題を創出し、「走る広告塔」として県内外で大いに活躍することを期待していたところである。

図柄は、「平和祈念像」「風車」「教会」をあしらった長崎らしいデザインで、導入開始から約 4 年を迎え、累計で約 5,735 件の申込があり、地域版図柄を県内外に発信することができ、制度の周知、地域の PR に一定つながったと考えている。申し込み件数についても毎年度少しずつ増加傾向にあり、平均で 1,000 件を超える実績となっている。今後の申し込み件数については過剰な目標とはせず、現状を維持する増加を見込んでいきたい考えであるが、寄付金なしと寄付金ありの申し込みバランスについては寄付金ありを少しでも増加するよう普及活動に努めてまいりたい。

Ⅲ. 普及目標達成に向けた普及促進の取組予定

普及啓発活動については、導入時に新聞やテレビ CM 放送など様々な媒体で PR を行い、その後も広報誌に掲載を行ってきたところである。

今後も継続的な普及啓発活動を通じて、さらなる普及につなげたい。

Ⅳ. 寄付金の活用方針

1. 協議会設置日	令和 3 年 1 月 27 日
2. 協議会の構成	別添寄付金利活用協議会設置要綱を参照のこと。
3. 具体的な用途等	具体的な用途については、現状、予算額が小額であること、また、関係団体からの具体的な要望がないことなどから、令和 4 年度中に決めることができなかったため、速やかに決定ができるよう、引き続き検討して参りたい。 (用途の予定) 長崎の観光振興や地域交通サービスの改善等に活用

長崎版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会設置要綱

（目的）

第1条 長崎版図柄入りナンバープレートに係る寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等を行うことを目的として、長崎版図柄入りナンバープレート寄付金利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、別表1に掲げる委員等をもって構成し、担当地域は別表2のとおりとする。

2 協議会の会長は、長崎県 地域振興部 交通政策課長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 委員の新たな加入については、会長がその都度判断するものとする。

（会議）

第3条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 委員は、協議会の会議に出席することが困難な場合は、本人に代えて代理の者を出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議事項）

第4条 協議会は、長崎版図柄入りナンバープレートに係る次の事項について協議・調整を行う。

（1）寄付金の活用事業及び助成金交付申請者の決定もしくは同意等に関する事項

（2）その他会長が必要と認める事項

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、長崎県 地域振興部 交通政策課に置く。

2 庶務は、長崎県 地域振興部 交通政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

会 長	長崎県 地域振興部 交通政策課長
委 員	長崎県 地域振興部 地域づくり推進課長
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
委 員	九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官（登録担当）
委 員	一般社団法人 長崎県バス協会 専務理事
委 員	一般社団法人 長崎県タクシー協会 専務理事

別表 2（第 2 条関係）

担当地域
長崎市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市 長与町、時津町、新上五島町